

# 兵庫県公報

平成20年 6月 3日 火曜日 第 1984 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
公印の廃止及び新調（文書課）.....	1
平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部 改正（同）.....	2
兵庫県こころのケアセンターの手数料の徴収事務の委託（障害福祉課）.....	3
特定計量器定期検査の実施（工業振興課）.....	3
土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）.....	3
市営土地改良事業の計画変更同意（同）.....	4
家畜伝染病の発生（畜産課）.....	4
基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）.....	4
公共測量が終了した旨の通知（同）.....	5
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）.....	5
道路の供用開始（同）.....	5
公 告	
環境影響評価に関する公聴会の開催（環境影響評価室）.....	5
瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（水質課）.....	6
大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）.....	17
辞 令	
林 敏一 .....	18
収用委員会告示	
収用の裁決手続開始決定 .....	19
教育委員会告示	
技能教育のための施設の連携科目等の廃止、追加及び変更 .....	21
公安委員会告示	
駐車監視員資格者講習の実施 .....	21
正 誤	
平成20年3月24日付け兵庫県公報号外中 .....	23
平成20年3月31日付け兵庫県公報第9号外中 .....	23
平成20年5月16日付け兵庫県公報第1979号中 .....	23

## 告 示


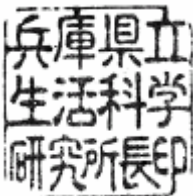


兵庫県告示第591号

1に掲げる公印を平成20年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成20年4月1日からその使用を開始した。


平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影

			
兵庫県知事印（のじぎく療育センター専用公印）	兵庫県立生活科学研究所長印	兵庫県立のじぎく療育センター院長印	兵庫県立のじぎく療育センター院長印

2 新調公印の名称及び印影


兵庫県立生活科学総合センター所長印

兵庫県告示第592号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成20年6月3日から施行する。

平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「	薬種商販売業認定試験及び承継者認定試験	同上	同上	同上	」
を	登録販売者試験	同上	同上	同上	」
に、	計量証明事業主任計量者試験	同上	同上	商業振興課	」
を	計量証明事業主任計量者試験	同上	同上	同上	」

に改める。

兵庫県告示第593号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、兵庫県こころのケアセンターの手数料の徴収事務を、財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
手数料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年兵庫県条例第22号)第7条に規定する手数料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2  
財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構  
理事長 貝 原 俊 民
- 4 委託年月日  
平成20年 4 月 1 日
- 5 徴収の方法  
財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構は、手数料の徴収については、納入の通知により行うものとし、当該手数料を領収したときは、領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、手数料の徴収及び当該徴収金にかかる還付金の支出に関する事務委託契約書による。

兵庫県告示第594号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、赤穂市及び赤穂郡の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関(計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関)  
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内  
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
赤穂市	平成20年9月2日から同月19日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
赤穂郡	平成20年8月26日から同月29日までの期間で別に通知する期日	

兵庫県告示第595号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
国岡土地改良区	平成20年5月20日

兵庫県告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
朝来市	中山間地域総合整備事業 (一般型)	朝来地区	平成20年5月16日

兵庫県告示第597号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	結核病	
2 家畜の種類	牛(ホルスタイン種)	
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 2頭	疑似患畜 1頭
4 発生場所	加西市	南あわじ市
5 発生年月日	平成20年5月16日	平成20年5月16日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見	ツベルクリン検査により発見

兵庫県告示第598号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)
- 2 作業期間  
平成20年5月1日から平成21年3月20日まで
- 3 作業地域  
川西市、篠山市及び猪名川町

兵庫県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（固定資産、道路台帳、都市計画）
- 2 作業期間  
平成19年12月25日から平成20年 5 月13日まで
- 3 作業地域  
尼崎市内

兵庫県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 6 月 3 日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年 6 月 3 日から 2 週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫 路 港 線	姫路市飾磨区細江字福島520番109から 同 市飾磨区細江字二ノス338番 1 まで	旧	30.0から 59.0まで	480.0	一部 予定地
		新	30.0から 40.0まで	480.0	

兵庫県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成20年 6 月 3 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 6 月 3 日から 2 週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市飾磨区細江字福島520番18から 同 市飾磨区細江字福島520番106まで	旧	18.0から 41.0まで	267.0	
		新	25.0から 41.0まで	267.0	

公 告

環境影響評価に関する公聴会の開催  
環境影響評価に関する条例第18条第1項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 日時、場所等

案件名 淡路北部風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書

日時 平成20年6月29日（日）午後2時から

場所 北淡震災記念公園 セミナールーム

（淡路市小倉177番地 TEL（0799）82 - 3020）

## 2 公述申出書提出締切日 平成20年6月17日（火）

## 3 公述の申出

公聴会に出席して環境の保全と創造の見地から意見の陳述をしようとする者（淡路市内に住所を有する人及び利害関係人に限る。）は、上記の公述申出書提出締切日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）に提出すること。

## 4 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室審査係

（電話（078）341 - 7711 内線 3331 ファクシミリ（078）362 - 3914）

## 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画を変更したので、次のとおり公表する。

平成20年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

## 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第4条の規定に基づき、兵庫県の区域（同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち兵庫県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

## 第1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目的として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき本県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものであり、また、この計画を策定公表することにより県内の瀬戸内海関係者及び広く県民に対し瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

## 第2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることから、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。

## 1 水質保全等に関する目標

- (1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状から、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目的とすること。
- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

- (4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境学習・環境教育の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることから、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

## 2 自然景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

- (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることから、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

- (3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

- (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

## 第3 目標達成のため講ずる施策

計画の目標をできるだけ速やかに達成すること、また達成されているものについてはその状態を維持することを目途として、瀬戸内海の水質環境保全に関し本県の区域において実施する施策は次のとおり。

施策の実施に当たっては、平成14年度に策定した「ひょうごの森・川・海再生プラン」を踏まえるものとする。

### 1 水質汚濁の防止

#### (1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海は、大阪湾、播磨灘及び紀伊水道の一部からなっており、現在、これら海域において水質環境基準の類型指定が一般項目について24水域、栄養塩類について9水域について行われ、各水域の水質汚濁状況を把握するため一般項目について40地点を、栄養塩類について29地点を環境基準点として水質調査を実施している。

これらの環境基準地点の水質は、健康項目については、平成18年度についてみると、100%環境基準を達成している。

また、平成18年度の生活環境項目については、COD（化学的酸素要求量）の75%値は、A類型海域では1.6～3.7mg/l、B類型海域では1.8～4.9mg/l、C類型海域では1.9～5.2mg/lである。また、環境基準達成率は類型毎にそれぞれ33%、50%、100%、類型計75%である。

富栄養化の主要な原因物質である全窒素・全りんについての平成18年度の環境基準点での水域内年平均値は、全窒素では、類型海域で0.20～0.26mg/l、類型海域で0.21～0.39mg/l、類型海域で0.60mg/lであり、環境基準達成率は類型毎にそれぞれ100%、100%、100%、類型計100%である。全りんでは、類型海域で0.023～0.027mg/l、類型海域で0.025～0.037mg/l、類型海域で0.059mg/lであり、環境基準達成率は類型毎にそれぞれ100%、100%、100%、類型計100%である。

環境基準が未達成なものはこれを達成させるために積極的に汚濁負荷量の低減を図り、また達成されているものはその状態を維持することが必要である。特に広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、「第6次水質総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた平成21年度におけるCO

D削減目標量56トン/日、窒素削減目標量59トン/日、りん削減目標量3.1トン/日を達成するため、発生源別削減目標量を、CODで生活排水29トン/日、産業排水21トン/日、その他6トン/日、窒素で生活排水25トン/日、産業排水15トン/日、その他19トン/日、りんで生活排水1.7トン/日、産業排水0.7トン/日、その他0.7トン/日とする「第6次水質総量削減計画」を平成19年度に策定したところであり、今後、この計画に基づく諸施策を積極的に実施するとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

これらの施策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずるものとする。

ア 生活排水については、「生活排水99%フォローアップ作戦」を推進し、処理を進めるとともに、既に整備された下水処理施設については海域の状況を勘案しつつ高度処理の導入を進める。また、家庭からの汚濁負荷量の削減を進めるための普及啓発を推進する。

イ 産業排水については、水質総量規制に基づき、COD及び窒素、りんの削減目標量の達成を図るとともに、有害化学物質等の排出を抑制する。このため、事業場内での排水処理施設の整備と併せて用水の合理化、製造過程における対策等を推進するとともに、小規模・未規制事業場対策を推進する。

また、企業の金利負担の軽減を図りながら公害除去施設の設置促進を図るため、兵庫県地球環境保全金融制度（公害防止・環境保全施設等設置資金）による中小企業への支援を進めるとともに、事業者による自主的な環境の管理の促進を図るものとする。

ウ 養殖漁業の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。

また、農業、畜産からの負荷の削減を図るために、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、「兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針」、「ひょうごのやさしい施肥・土づくり推進要領」に基づき、農業排水中の窒素、りんの削減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用を促進する。

エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。

オ 本県の瀬戸内海における赤潮の発生件数は、近年横ばいではあるが、その発生状況は長期的であり、また広範囲化の傾向がみられ、平成18年においては5件が発生していることから、赤潮の発生等、富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、平成19年度に策定した「第6次水質総量削減計画」に基づき、削減目標量の達成を図るとともに、排出実態調査等による目標達成状況の把握を行い、全窒素及び全りに係る環境基準の達成・維持に努めるものとする。

さらに、総合的な富栄養化対策の推進を図るため、窒素及びりんの海域における収支挙動及び流入実態調査等を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置につき検討するものとする。

また、赤潮による漁業被害を未然に防止するため、赤潮情報伝達事業による監視通報体制を強化するとともに、赤潮調査事業等により赤潮対策に関する調査研究を推進するものとする。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握等

有害化学物質による汚染の実態の把握に努めるとともに、有害化学物質を総合的に管理するシステムの構築に向けて検討を行う。

このため、特定施設の設置等の許可制度の適切な運用等を図るものとする。

特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進する。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を促進する。

(3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海においては、特定重要港湾として神戸港、姫路港が、重要港湾として東播磨港、尼崎西宮芦屋港が指定されているほか、地方港湾は明石港等24港が数えられる。

石油コンビナート等特別防災区域として、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が政令指定されているところであり、石油等が大量に貯蔵され取扱われている。

また、本県海域は海上交通の要衝として大小の船舶の往来が盛んである。

このような状況を踏まえ以下のような施策を講ずることにより、船舶廃油及び船舶の事故等に起因す



る流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、油等汚染事件に伴う海洋環境被害の防止または回復のための措置が適切に実施できるよう、地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の整備

船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締まりの強化を図る。

一方、神戸港に設置されている廃油処理施設の高度活用を図るとともに、必要に応じてこの施設の設置等を図る。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底及び指導監視の強化を図るとともに、兵庫県及び関係市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による一方的な防災活動等の適切な運営を促進する。

また、船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、海上交通安全法及び港則法等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図るとともに海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス、オイルフェンス展張船及び薬剤等の備付け義務の徹底を図る。

また、流出油等を速やかに回収するため、神戸港等2箇所に整備されている油回収船の高度の活用を図る。

さらに、海上災害の発生及び防止のための海上災害防止センターの活用を図るとともに、大阪湾における大量の流出油等に対しては、「大阪湾播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ確かな排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに大阪湾・播磨灘排出油等防除対策協議会を活用して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。

また、油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。

エ 環境保全対策の充実

脆弱沿岸海域図、漁業影響情報図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。

また、環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。

(4) その他の措置

ア 大阪湾での取り組み

上記の施策のほか、富栄養化が他の湾灘に比べて相当高い大阪湾奥部については、大阪湾環境保全協議会等の事業を通じ、地域間、流域間の連携を強化し、水質保全対策の強化を図るものとする。

また、平成16年3月に策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を進めるとともに、施策の効果把握のためのモニタリング等の施策を進める。また、県民や民間団体、学識者、事業者等の多様な主体とも連携し進めるとともに、環境学習・環境教育の場としても機能するよう配慮する。

イ 移入種に係る配慮

他の海域から入り込む魚介類や微生物等が水質、生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県区域における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園として指定されている淡路島の門崎、由良、諭鶴羽山等及び六甲山一帯や、赤穂御崎、室津海岸、家島群島等の西播磨地方の海岸のほか、県立自然公園として指定されている西播磨丘陵及び播磨中部丘陵、環

境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域として沼島神社等、環境緑地保全地域として大島山、郷土記念物として大和島等がある。

これら地域は、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努めるとともに、公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正かつ積極的に推進するものとする。

さらに、必要に応じ、これらの区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の瀬戸内海の島しょ部及び海岸部の潜在植生はシイ・カシ類等の照葉樹であるが、古来、人為的影響を受けてシイ・カシ類の大径木は減少し、ウバメガシ、トベラ、カナメモチ等が優先する二次林となっている。

さらに、近年における各種開発により自然緑地は減少してきている。

また、アカマツ・クロマツについては、森林病虫害による被害が発生している。

そこで、現状の緑を極力維持しかつ積極的にこれを育てるため以下のような施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地等の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地を確保するため、森林法に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図るとともに、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可及び海岸法に基づく許可に際しては緑地等の保全につき十分配慮する。

なお、土石採取の跡地緑化復元については、環境の保全と創造に関する条例に基づく「土石採取等遵守基準」により指導を強化している。

また、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等公益的機能の高い松林は森林病虫害を防除して、その機能の確保に努める。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

県及び市町における都市公園事業、姫路港、東播磨港等における港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進するとともに、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、都市計画法に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。

沿岸都市地域における都市公園事業実施市町（平成18年度）

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	伊丹市	豊岡市	加古川市	たつの市	赤穂市	三木市
三田市	篠山市	淡路市	稲美町	播磨町	太子町				

（国事業 2 市、県事業 7 市、市事業 8 市 3 町）

港湾環境整備事業（緑地等施設）実施箇所

継続	新規
神戸港東部臨海部地区 尼崎西宮芦屋港尼崎地区（扇町） 尼崎西宮芦屋港甲子園浜地区 明石港	

漁港環境整備事業（緑地等施設）実施予定箇所

実施予定箇所
塩屋漁港 炬口漁港 香住漁港 丸山漁港 坊勢漁港 岩見漁港 生穂漁港

沿岸都市地域における近郊緑地保全区域等（平成18年度末）

（単位：ha）

区分	近郊緑地保全区域	特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区)	風致地区
神戸市	10,487	2,601.4 (2,141.6)	9,216
西宮市	2,944	46.6 (30)	2,121
芦屋市	899	29 (29)	1,088
伊丹市	-	-	122
宝塚市	3,971	290.1 (284)	-
川西市	2,220	-	-
三田市	790	-	-
猪名川町	3,100	-	-
赤穂市	-	-	977
洲本市	-	-	1,192

#### ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進めていくとともに、保安林整備管理事業や森林病虫害被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。

#### エ 緑化修景措置

開発等によりやむを得ず緑が減少する場合においては、これを極力回復するよう努めるとともに、本県の「開発許可制度に関する技術的指導基準」に基づく設置基準に即した公園緑地等を確保させ併せて植栽等を指導するほか、都市緑地法による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修復に努める。また、環境の保全と創造に関する条例に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化を推進する。

#### オ 臨海部の遊休地等における森づくり

これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、臨海部の遊休地等において、まとまった規模の森を創出し、良好な景観の創出を図る。

#### (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が数多い。本県区域に存在するものとしては、文化財保護法に基づき指定されている史跡として五色塚(千壺)古墳 小壺古墳、西宮砲台等が、名勝としては慶野松原が、天然記念物として生島樹林があり、また、兵庫県文化財保護条例による史跡として奥塚古墳等が、天然記念物として諭鶴羽山のアカガシ群落、沼島のウミウ渡来地等がある。

これら瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財については、良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。

#### (4) 散乱ごみ、油及び建設残土等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、神戸港、姫路港等に配備されている清掃船及び油回収船の積極的な活用を図るとともに、今後とも必要に応じこれら船艇の建造配備に努めるものとする。

また、海面、海浜等におけるごみ、油及び建設残土等の不法投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、港湾法、河川法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、河川、海岸愛護県民運動等の民間清掃活動を含めて、河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。

また、廃プラスチック・廃船が問題となっているため、汚染の実態把握及び防止対策を図るものとする。

清掃船等配備状況

(単位：隻)

区分	清掃船	油回収船	兼用船
神戸港	4	1	1
姫路港	2 ( 2 )	1 ( 1 )	-
相生港	3 ( 3 )	-	-

備考 ( )内は民間所有で内数

(5) その他の措置

自然景観の保全のため上記の施策を推進するほか、開発等の実施に当たっては、海岸の景観の保全について十分配慮し、また、海面及び沿岸部等において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまで失われた自然海岸の回復についても配慮するものとする。

さらに景観の形成等に関する条例による景観形成地区等の指定により自然景観と調和した良好な景観形成に努めるとともに、プレジャーボートの放置についても、適正な管理の促進に努めるものとする。

また、平成 8 年 12 月 17 日の第 26 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のみとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

3 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟等の保全等

「藻場造成指針」によると、平成 19 年現在、本県の瀬戸内海には藻場が 1,372ha あり、漁場整備などによる藻場造成の効果が現れている。また、赤穂地先等には約 126.4ha の干潟が存在している。

魚介類の産卵、生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。これらは水質浄化や生物多様性の確保、環境学習・環境教育の場等として重要な役割を果たしている。

そこで水産資源保護法に基づき保護水面に指定されている南あわじ市及び洲本市（播磨灘側）地先水域及び瀬戸内海漁業取締規則に基づき藻場等ひき網漁業禁止区域に指定されている淡路市（播磨灘側）地先水域の藻場並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国指定鳥獣保護区（特別保護地区）に指定されている浜甲子園地先の干潟については、関係法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその保全を図るとともに、国指定浜甲子園鳥獣保護区（特別保護地区）については期間更新（再指定）を行い、他の区域については適宜指定の見直し、区域の変更等を行うものとする。

さらに、保全に止まらず、水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業等により増殖場を造成する等、積極的に藻場等の造成に努めるものとする。これまで失われた藻場及び干潟については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 自然海浜の保全等

「第 5 回自然環境保全基礎調査 海岸調査」(環境庁)によると、平成 8 年度調査において、本県の瀬戸内海の海岸線のうち人工海岸は約 58%、半自然海岸は約 19%、自然海岸は約 22%、河口部は約 1% である。

これらの自然海岸及び半自然海岸の海浜は、海水浴、潮干狩等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場、海辺の自然観察の場として年間を通じ多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活の確保に大きく寄与しているところであるが、近年これら自然海浜が減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう以下の施策を講ずるものとする。

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

海水浴場等に利用されている自然海浜については、環境の保全と創造に関する条例に基づき自然海浜保全地区として指定を行うとともに同条例の適切な運用を図り、保全に努める。

また、自然公園法、都市計画法、都市緑地法、都市公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、環境の保全と創造に関する条例等による各種指定地区の区域に含まれる自然海浜については、関係法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を図る。

イ 養浜等による海浜環境の整備

保全に止まらず積極的に自然とのふれあい等の場としての海浜を拡充するため、海岸環境整備事業、

港湾環境整備事業等により海浜環境の整備を推進する。

また、現在、海岸管理者と地元市町による海岸清掃事業を実施しており、今後とも、民間清掃活動を含めて海浜部の漂着ゴミ等を対象とした清掃事業を鋭意実施する。

海岸環境整備事業等実施予定箇所

神戸港海岸 尼崎西宮芦屋港海岸 東播磨港海岸 東播海岸 都志港海岸 田之代海岸  
鳥飼海岸

#### 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

海砂利については、既に良質な砂利の賦存海域が漁業調整規則による砂利採取禁止区域に指定されており、今後とも規制を継続することとする。

#### 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

##### (1) 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化

本県の瀬戸内海区域において、埋立てを回避する、あるいは埋立て必要規模を最小化するため、沿岸域の最適な土地利用に努めるほか、廃棄物排出量の削減等に努める。

##### (2) 不可避な埋立てにおける配慮

やむを得ない事由により行われる埋立てについては、公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たって、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法及び環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価を実施し、環境影響の回避、最小化に努める。不可避の影響については、定量的評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

#### 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄に対する監視等の強化を図り、その防止に努めるとともに、適切な廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保を図り、適正処理に努める必要がある。また、廃棄物減量化による要最終処分量の減少等を図ることが必要である。このため、以下の施策を積極的に実施するものとする。

##### (1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

平成13年5月に策定した「ひょうご循環社会ビジョン」に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進するとともに、ビジョンの実行計画として廃棄物減量化目標を含んだ「兵庫県廃棄物処理計画」(平成19年4月改定)に基づき、更なる最終処分量の減量を図るものとする。

##### (2) 処理施設等の整備

本県の瀬戸内海関係区域における廃棄物処理施設整備状況についてみると、平成17年度末において、ごみ処理施設は50施設(処理能力10,164トン/日)が、粗大ごみ処理施設は22施設(処理能力1,354トン/日)が整備されている。

現在、これらの処理施設により処理を行う一方、廃棄物処理施設整備事業により、各市町等においてごみ処理施設の整備事業が進められているところである。

今後は、これら実施中の事業の鋭意促進を図るとともに、新たに廃棄物処理施設整備事業として、ごみ処理施設等の整備を推進するものとする。

また、産業廃棄物については、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、広域処理体制の整備を図るものとする。

さらに、公共施設から出る廃棄物の適正処理を確保するため、公共施設における廃棄物処理施設の整備を積極的に推進するものとする。

##### (3) 処分地の確保

本県の瀬戸内海関係区域においては、平成17年度末において、一般廃棄物の最終処分場は37箇所(残余容量1,243万 $\text{m}^3$ )が、産業廃棄物の最終処分場は32箇所がそれぞれ確保されており、広域廃棄物処理対策事業として、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体とした大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)尼崎沖埋立処分場(残余容量109万 $\text{m}^3$ )及び神戸沖処分場(残余容量1,127万 $\text{m}^3$ )が確保されている。

しかし、廃棄物の量は年々増大してきており、新たな処分地の確保は極めて重要な課題となっているところである。

そのため、今後とも最終処分場の確保を積極的に推進するとともに、廃棄物となる以前をも含めた適切な対応を図るため、「ひょうご循環社会ビジョン」及び「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における県民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施することとする。

また、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）についても、関係機関と協力して事業の推進に努める。

なお、海面埋立処分により廃棄物処理を行わざるを得ない場合においては、瀬戸内海的环境保全に十分配慮したうえで処分地の確保に努めるものとする。

#### 7 健全な水循環機能の維持・回復

海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環機能の維持・回復を図ることとする。

海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟や藻場造成等の適切な整備を図るものとする。

陸域においては森林や農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、さらには、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした、県民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努めるものとする。

#### 8 失われた良好な環境の回復等

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い消失、劣化した藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復し、望ましい環境を創り出すための施策の展開を図るものとする。

このため、先導的なプロジェクトとして、「尼崎21世紀の森構想」における沿岸域の環境創造や、播磨灘西部沿岸域における里海づくりを推進する。

これらの施策の推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、県民及び民間団体との参画と協働による取組に努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。

#### 9 島しょ部の環境の保全

本県の島しょ部としては、1つの地域として確立しており島しょとは呼べない淡路島を除くと、家島諸島及び沼島がある。家島諸島は、主な4島の面積17.67km<sup>2</sup>、人口約9,000人、漁業及び採石業が主要産業である。沼島は、面積2.63km<sup>2</sup>、人口約600人、漁業が主要産業である。

島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることから、特に環境保全の取組に努めるものとする。

#### 10 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類を削減する対策は極めて重要な施策である。

本県では、平成3年から平成16年まで「生活排水99%大作戦」を推進してきた結果、平成16年度末の生活排水処理率は全県で96.1%、全国第2位となった。その一方で生活排水処理率の地域間格差が生じていることから、平成17年度から「生活排水99%フォローアップ作戦」を展開しており、平成18年度末の生活排水処理率は97.3%となっている。

##### (1) 下水道の整備

本県の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況についてみると、平成18年度末において、流域下水道6箇所、公共下水道33箇所、特定環境保全公共下水道51箇所、計84箇所の終末処理場が稼働しているところであり、その処理人口は4,882千人、普及率は90.7%となっている。

今後とも、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図るうえで、特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、淡路島地域をはじめとして整備が遅れている地域において特に積極的に整備を推進するとともに、維持管理の徹底により放流水質の安定及び向上に努める。

また、高度処理施設については、海域の状況を勘案しつつ、その実施を図っていく。合流式下水道については、平成16年度に各下水道管理者が作成した「合流式下水道緊急改善計画」に基づき、計画的かつ緊急的・集中的に改善を推進する。

下水道事業実施計画

区分	継続	計画中
単独公共下水道	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 相生市 たつの市 赤穂市 三木市 高砂市 篠山市 丹波市 淡路市 加東市 多可町 福崎町 上郡町 東播磨高原広域事務組合	
流域下水道	猪名川流域 (尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町) 武庫川上流流域 (神戸市、西宮市、三田市) 武庫川下流流域 (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市) 加古川上流流域 (神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市) 加古川下流流域 (加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 揖保川流域 (姫路市、たつの市、宍粟市、太子町)	
特定環境保全公共下水道	姫路市 洲本市 たつの市 赤穂市 西脇市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 多可町 神河町 市川町 上郡町 佐用町	

(2) その他の生活排水処理施設の整備

下水道のほか、地域の实情に応じ、農・漁業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策を計画的に推進し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、平成18年度末において、それぞれ、処理人口約187,700人、約6,100人、約82,400人となっており、今後とも整備を推進するものとする。

浄化槽（合併処理浄化槽）については、平成18年度末で、49,077基が整備されており、今後、地域特性を考慮し、事業を推進するものとする。

また、浄化槽法、建築基準法並びに県及び政令市における条例、浄化槽指導要綱等に基づき、適正な設置及び管理の徹底を図るよう指導するものとする。

さらに、大規模浄化槽については、必要に応じ、高度処理の導入を指導するものとする。

(3) し尿処理施設の整備

本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、平成18年度末において、神戸市ほか19市町5事務組合の24処理施設で整備されており、その処理能力は3,265kl/日である。今後も、し尿処理施設（有機性廃棄物リサイクル推進施設）として積極的に高度処理施設の導入に努め、適正な管理に努めるとともに、有用な資源回収を行うこととする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる海底及び河床の汚泥の実態を把握するため、県下の主要河川及び主要海域において、底質調査を実施しているが、今後ともその積極的な実施を図り、水銀またはポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき、国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を講じるものとするほか、有機汚泥の堆積等による悪臭の発生等、生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等、所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じて、除去等の適正な措置を講じるものとする。

特に、本県の瀬戸内海関係区域における河川、港湾等の汚泥除去については、河川環境整備事業として阪神地域の河川の浚渫事業を、また、港湾公害防止対策事業として、特定重要港湾の神戸港及び姫路港、重要港湾の尼崎西宮芦屋港、東播磨港の浚渫事業を実施しているところであるが、これら浚渫事業につい

ては、積極的にその促進を図るものとし、さらに、新規浚渫事業についてもその推進を図るものとする。

また、大阪湾における底質浄化事業に関する調査等の推進を図るものとする。

#### 12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期するためには、本県の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の適合状況を的確に把握することが必要不可欠である。このため公共用水域については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質環境基準点を中心として、現在、海域91地点（ダイオキシン類は17地点）河川249地点（ダイオキシン類は56地点）湖沼1地点（ダイオキシン類は1地点）計341地点（ダイオキシン類は76地点）において、関係機関の相互協力の下に定期的に測定を実施している。また、加古川水域等に設置されている水質自動測定装置により、常時監視に努めているところであり、今後とも、環境水質監視体制の強化を図るものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底等に努めるとともに、総量規制に係る指定地域内事業場における汚濁負荷量を的確に把握するため、水質自動計測器等による効果的な計測施設等の整備の促進並びに測定体制の充実を図るものとする。

さらに、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素・りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。

また、水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、県立健康環境科学研究センター等の活用により、水質測定器及び測定技術についての調査研究を行うとともに、発生源別汚濁負荷量の管理、流域別汚濁負荷量の現状値及び将来予測値の算定、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に処理するための水質管理システムの充実を図るものとする。

#### 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、県立健康環境科学研究センター及び県立農林水産技術総合センター等において、赤潮発生機構の解明、家畜ふん尿処理に関する研究、その他環境保全に関する調査研究及び技術開発等を進めており、今後とも、国・市町等その他関係機関との協力により、これら調査研究等の促進を図るとともに、瀬戸内海環境情報基本調査、貧酸素水塊発生防止対策のための調査、自然環境保全基礎調査、開発整備事業等に係る環境影響評価の技術開発等、瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術開発等の鋭意推進に努めるものとする。

#### 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の県民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県民に対して、各種の広報手段を通じ、あるいは、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を高めるよう啓発活動の実施に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄の防止、台所から下水への生ゴミ流出の防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど瀬戸内海の環境保全のための県民運動の推進に努めるものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、社団法人瀬戸内海環境保全協会、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会及び財団法人ひょうご環境創造協会等の協力を得るとともに、県の環境保全基金等の活用を図り、より一層その効果を増すよう努めるものとする。

また、環境保全施策の策定及び推進に当たっては、県民の参画と協働により進めるものとする。

#### 15 環境学習・環境教育の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境学習・環境教育を推進するものとする。このため、環境学習・環境教育の拠点施設となるひょうご環境体験館を運営するほか、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。また、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会により行われている地域別研修会等を活用した環境学習・環境教育を進めることとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。さらに、学校教育においても、環境体験事業や自然学校など、環境学習・環境教育の推進を図るものとする。

#### 16 情報提供、広報の充実



県民の参画と協働、環境学習・環境教育、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。

この情報提供、広報を推進するため、情報をデータベース化し、県ホームページ及び「せとうちネット」、「大阪湾環境データベース」の活用等により、広く情報を提供するシステムの構築を進める。

17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携が必要である。

現在、大阪湾環境保全協議会を通じて大阪府、和歌山県等と連携を図っているが、今後とも湾灘ごとの連携を図るとともに、平成16年3月に策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関係府県・市と連携し、各種改善施策を進める。

また、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体間の連携を図ることとする。

さらに、「ひょうごの森・川・海再生プラン」に基づき、地域住民やNPO等民間団体などで構成する流域協議会を設置するなど、森・川・海をつなぐ自然環境の推進に係る事業を総合的に進める。

18 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、財団法人国際エメックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全会議等国際会議の開催や支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信・交換等に努めるものとする。

第 4 施策実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることから、本計画で定められた施策については優先的に財源の確保等に努めその積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が着実に実行されなければならない。このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、計画の効果的な推進を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画の実効を期すためには、国、県、関係市町が一体となり強力に計画を推進することが重要である。このため、国の地方機関、県、関係市町は、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、本計画の円滑な推進を図るものとする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー赤穂ショッピングセンター  
所在地 赤穂市中広字東沖1346番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
株式会社恵比寿天	大 賀 昭 司	岡山県倉敷市沖新町63番地 6
株式会社ナフコ	深 町 勝 義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
--------	-----------	----

大黒天物産株式会社 大 賀 昭 司 岡山県倉敷市堀南704番地の 5  
 株式会社ナフコ 深 町 勝 義 北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年 1 月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,064.6平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
444台
- (2) 駐輪場の収容台数  
126台
- (3) 荷さばき施設の面積  
204平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
61.8立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間営業	
株式会社ナフコ	午前 7 時	午後 9 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
第 1 駐車場 24時間  
第 2 駐車場 午前 7 時から午後 9 時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
第 1 駐車場 出入口 2 箇所  
第 2 駐車場 出入口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき場 1 午前 6 時から翌午前 0 時まで  
荷さばき場 2 午前 6 時から午後10時まで  
荷さばき場 3、4 及び 5 午前 8 時から午後 8 時まで

- 8 届出年月日  
平成20年 5 月19日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成20年 6 月 3 日から 4 月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成20年10月 3 日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

辞 令

平成20年 5 月16日付

(企画県民部防災企画局復興支援課参事)

林 敏 一

淡路県民局参事に補する

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 2 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

1 起業者の名称

芦屋市

2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路事業3.3.130号山手幹線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成20年 5 月20日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

所在	地番	地目	裁決手続の開始を決定した土地			土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		権利の種類
			公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	
芦屋市 翠ヶ丘町	146番8	宅地	157.40 m <sup>2</sup>	157.40 m <sup>2</sup>	157.40 m <sup>2</sup>	野下 義昭 (持分2367374700分の 68460000)	芦屋市浜芦屋町4番1号 〔ただし、登記簿上の表示 芦屋市翠ヶ丘町6番6-103号〕	SMBC信用保証株式会 社 〔ただし、登記簿上の表示 三銀保証キャピタル 株式会社 代表者 代表取締役 月岡 邦夫〕	東京都港区六本木六丁目1番21号	野下義昭、野下可子、藤原 美智代持分抵当権 (平成1年4月10日 受付第10189号)
						野下 可子 (持分2367374700分の 41076000)	芦屋市翠ヶ丘町6番6-103号	尼崎信用金庫 代表者 代表理事 直原 基王	兵庫県尼崎市開明町三丁目30番地	野下義昭、野下可子、藤原 美智代持分抵当権 (平成2年2月9日 受付第3541号)
芦屋市	146番8	宅地	157.40 m <sup>2</sup>	157.40 m <sup>2</sup>	157.40 m <sup>2</sup>	藤原 美智代 (持分2367374700分の 42445200)	芦屋市船戸町2番1-904号 〔ただし、登記簿上の表示 芦屋市翠ヶ丘町6番6-301号〕	東 勝美 岩井 好朗 岩井 秀樹 〔ただし、上記3名の 登記簿上の名義人 岩井 恒光〕	神戸市北区鈴蘭台南町八丁目12番3号 加西市笹倉町400番地の1 加西市北条町北条53番地	藤原美智代持分根抵当権 設定仮登記 債務者 有限会社酵素科学研究所 (平成8年7月29日 受付第39930号)

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 5 号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を平成20年 4 月 1 日から次のとおり廃止、追加及び変更した。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県教育委員会  
委員長 永 田 萌

1 技能教育のための施設の名称等

学校法人育成学園 育成調理師専門学校（尼崎市開明町 2 丁目30番地の 2 ）

2 廃止、追加及び変更した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

(1) 廃止した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
衛生法規	衛生法規
家庭一般	家庭一般

(2) 追加した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
食文化	食文化

(3) 変更した連携科目等

ア 変更前

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
公衆衛生学	公衆衛生学
栄養学	栄養学
食品学	食品学
食品衛生学	食品衛生学
調理（理論）	調理（理論）
調理（実習）	調理（実習）

イ 変更後

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
公衆衛生	公衆衛生
栄養	栄養
食品	食品
食品衛生	食品衛生
調理	調理

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第152号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第 6 条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年 6 月 3 日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

区分	駐車監視員資格者講習の期日	駐車監視員資格者講習の場所
	駐車監視員資格者講習修了考査の期日	
第1回	平成20年7月23日(水)及び同月24日(木)	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
	平成20年7月31日(木)	
第2回	平成20年7月28日(月)及び同月29日(火)	
	平成20年8月5日(火)	

注1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、各日午前9時00分から午前10時10分までとする。

## 2 受講定員

第1回及び第2回の合計による受講定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兵庫県内における法第51条の12に規定する放置車両確認機関に所属する者 50人
- (2) 前記(1)以外の者 100人

## 3 受講手続

### (1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。)において配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 写真1枚(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

### (2) 申込期間

ア 平成20年6月9日(月)から同月20日(金)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

### (3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

### (4) 申込方法

次に掲げる事項を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

ア 本籍(外国人にあっては、国籍)、住所、氏名及び生年月日

イ 前記1の表に掲げる区分のうち、受講を希望する区分

なお、受講申込みは先着順に受け付けることから、会場の都合により区分を指定することがある。

### (5) 手数料

19,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

## 4 携行品

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票(受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。)
- (2) 筆記用具
- (3) 講習用テキスト(受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。)

## 5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない(駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考

査当日、合格者に教示する。 )。

6 受講に関する問い合わせ先

- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課  
電話 (078) 341 - 7441 内線 5153、5154
- (2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記 2 の受講定員の範囲で、規則第10条第 1 項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記 6 の問い合わせ先に問い合わせること。

正 誤

平成20年 3 月24日付け兵庫県公報号外中

平成20年 3 月24日 (号外) 公布兵庫県条例第11号兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例附則第 1 項中「地方税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第 号。以下「改正法」という。)」は、平成20年 4 月30日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第21号。以下「改正法」という。)」となった。

平成20年 3 月31日付け兵庫県公報第 9 号外中

平成20年 3 月31日 (号外) 公布兵庫県条例第33号兵庫県税条例の一部を改正する条例附則第 2 項中「地方税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第 号)」は、平成20年 4 月30日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第21号)」となった。

平成20年 5 月16日付け (兵庫県公報第1979号)

兵庫県告示第526号 (平成20年度クリーニング師試験の実施) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	上から 5	第47条	第57条